

[事案 2024-185] 新契約無効請求

・令和7年5月13日 裁定終了

<事案の概要>

契約の意思がなかったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年4月に、自分の母親を契約者、自分を被保険者として契約した終身保険（同年8月に契約者を自分に変更。契約①）および平成31年2月に契約した終身保険（契約②）について、以下の理由により、契約①②を無効とし、契約①については、既払込保険料から受領済みの給付金を差し引いた額の返還を求めるとともに、契約②については既払込保険料の返還を求める。

- (1) 契約①②は、契約者である自分に、一切契約内容の説明、確認がされることなく、募集人と自分の母親との間で締結された契約である。
- (2) 自分は、契約意思がなく、募集人に誘導された母親に指示され、名前を書くことだけを求められ書類に自署した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、契約①の被保険者同意書への署名を認めていること、「被保険者さまへのお知らせ」等の交付を受けていることなどから、契約①について、申込みにも同意していたと考えられ、募集人もそれに沿う供述をしている。
- (2) 申立人は、契約②の申込書への署名を認めていることから、申立人は、当時、設計書等の交付・説明を受け、申込みをしたと考えられ、募集人もそれに沿う供述をしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。